国際調査機関 ＡＴ	オーストリア特許庁	附属書 Ｄ ＡＴ

次の受理官庁を管轄する国際調査機関	ＡＰ，ＢＨ，ＢＲ，ＣＯ，ＣＵ，ＣＶ，ＤＪ，ＤＺ，ＥＧ，ＧＥ，ＧＨ，ＩＮ，ＪＭ，ＪＯ，ＫＥ，ＫＰ，ＫＲ，ＬＲ，ＬＳ，ＬＹ，ＭＡ，ＭＵ，ＭＸ，ＮＧ，ＯＡ，ＯＭ，ＰＥ，ＳＧ，ＳＹ，ＴＴ，ＵＧ，ＶＮ，ＺＡ，ＺＭ，ＺＷ
国際調査機関に支払う手数料：	
調査手数料（ＰＣＴ規則16）[1,2]	スイス・フラン（CHF） 1,732 ユーロ（EUR） 1,845 韓国・ウォン（KRW） 2,713,000 シンガポール・ドル（SGD） 2,639 米国・ドル（USD） 1,905 南アフリカ・ランド（ZAR） 35,240
追加の調査手数料（ＰＣＴ規則40.2）[2,3]	EUR 1,845
国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則44.3）	１頁につき EUR 0.95
国際出願の一件書類中の文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則94.1の3）	１頁につき EUR 0.95
異議申立手数料（ＰＣＴ規則40.2(e)）	EUR 229
遅延提出手数料（ＰＣＴ規則13の3.1(c)）	な し
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にＰＣＴ第14条(1)，(3)又は(4)の規定により，国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100％払戻し 調査手数料が減額されておらず[2]，当該調査機関が先の調査から利益を得る場合には，当該調査機関が先の調査から利益を得る程度に応じて，次を限度として調査手数料が減額される － 先の調査を当該国際調査機関が行った： 75％払戻し － 先の調査を他の国際調査機関が行った： 50％払戻し － 先の調査を他の特許庁が行った： 25％払戻し
国際調査のために受理する言語	英語，フランス語，ドイツ語

［次頁に続く］

1 この手数料は，受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち１つ）で受理官庁に支払う。

2 この手数料は，出願人，又は出願人が２人以上の場合には各出願人が自然人であり，オーストリア特許庁が国際調査機関である国の国民及び居住者である場合には，75％減額される。

3 この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

ＡＴ	オーストリア特許庁（続き）	ＡＴ
国際出願が，この国際調査機関が既に調査した先の出願から優先権を主張している場合，国際調査機関は先の調査結果に関する非公式コメントを認めるか？	認めない	
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	CD-ROM, DVD	
調査をしないこととしている対象	ＰＣＴ規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，オーストリアの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している[4]	
別個の委任状が要求される特別の状況	な　し	
国際調査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している[4]	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	な　し	

4　国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。